



News & Types: クライアント・アドバイザー

日本への入国制限の緩和—押さえておくべきポイントとは

3/1/2022

By: 舟井 ブライアン

Practices: 移民法

2022年3月1日、日本政府は、日本への入国を希望する外国人に対する入国制限を緩和しました。これまでは、日本国民、日本国民の特定の親族、特定の医療従事者および留学生に限定して日本への入国が許可され、日本のビザ免除協定（特定の外国人に対してビザ申請なしで日本への入国を許可する協定）も一時停止となっていました。しかし、新型コロナウイルスの感染率が低下したことを受け、日本政府は、次の条件で留学生と一部の出張者による日本入国を容認することとしました。

1. 招聘者（日本国内の企業）が、所定のウェブサイト（こちら）から厚生労働省の確認手続きを完了すること。
2. ビザ申請者は、ビザ申請書に必要事項を記入し、招聘状／身元保証書、写真等の全ての裏付書類およびバーコードが記載された厚生労働省発行の確認証のコピーとともに、ビザ申請書を提出すること。
3. ビザ申請者は、日本到着の72時間前に新型コロナウイルス検査を受け、さらに到着後に2回目の検査を受けること。
4. ビザ申請者は、SOSアプリをダウンロードし、厚生労働省による居場所の追跡と健康状態の確認のための電話連絡を可能にすること。これは入国後7日間を対象とするもので、当該期間は厳密には「隔離」期間とみなされます。

日本領事館でのビザ申請件数の増加が予想されることから、ビザ申請者においては、最長10営業日の処理時間を見込んでおくべきでしょう。